

[特集]

障害のある人の尊厳と権利保障

特集にあたって

河合 隆平

旧・優生保護法下における強制不妊手術、中央省庁における障害者雇用の水増し問題は、障害者権利条約を批准したこの国の中にも、障害のある人への差別と権利侵害の構造が歴史的かつ社会的に深く埋め込まれている現実を突きつけた。また「尊厳死」の議論が象徴するように、「尊厳」の名の下に「生きるに値する／しない人間」をめぐる線引きは確実に進行しており、社会のなかで障害のある人の生存を否定する考え方方がためらいなく表明されたりもする。

本特集では、そうした障害のある人の尊厳と権利保障をめぐる問題状況をおさえ、人間の尊厳と、権利を毀損する動きに対峙する思想と実践の立脚点を明らかにしながら、すべての人が平等に生きられる社会のあり方を展望したいと考えた。

発達保障は、障害のある人の生存と権利を著しく毀損する社会状況のなかで、重い障害のある人の尊厳を核として実践と理論を立ち上げ、思想を深めてきた。河合論文では、障害の重い子どもの教育実践の成り立ちに即して、発達保障における障害のある人の尊厳と承認をめぐる問題認識を整理し、障害のある人の尊厳を実現する社会の仕組みと文化を形成するための課題を論じた。

障害のある人の社会的承認の基盤として労働が重視されてきた。丸山論文では「障害者も労働している」と主張し、労働がもたらす自信や喜びを強調することが、「労働する人間にこそ価値がある」「労働を通して他者や社会に貢献する人間こそが望ましい」という価値観を強化しかねない問題の構造を明らかにし、人間の存在は無条件に肯

定されなければならないと説く。

旧・優生保護法による強制不妊手術は、歴史にうずもれていた人権侵害であり性暴力にほかならない。棟居論文は障害者権利条約等の国際人権基準を参照軸として、歪められ形骸化した「同意」による強制不妊手術のもつ障害のある人への構造的差別を明らかにし、障害のある人の主体性および多様性、人権の不可分性を尊重した国内法制の改革を提起している。

障害のある人の尊厳と権利が問われるのは、それらが毀損され、侵害される現実においてである。

この間、知的障害のある人のいのちと尊厳を問う裁判が起きている。鈴木航氏（高橋ほか報告）と安永健太氏（増田報告）の死をめぐるそれぞれの裁判は、障害者雇用と警察・司法の分野における差別と権利侵害の問題を浮き彫りにした。

津久井やまゆり園の事件から3年が経過した。小森氏は、これまでの生活体験のなかで自己にむけられてきた優生思想の痕跡をたどり、その延長線上で当事者としての事件の受けとめや向き合い方を語る。荒井氏は、障害のある人の権利保障や福祉制度改革の流れに「津久井やまゆり園再生基本構想」を位置づけながら、入所施設ならびに重い障害のある人の地域生活という視点からその内容と課題を整理している。

本特集の問題提起と議論が、障害のある人の発達保障と「承認をめぐる闘争」（ホネット）を立ち上げていく契機になることを期待する。

（金沢大学 かわい りゅうへい）